

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和 7 年 4 月 25 日から 1 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラティ多治見
多治見市本町 1 丁目 1 2 2 番地
- 2 意見の概要
多治見市長の意見
・騒音規制法等の法令順守について